

長 崎 県 農 林 業 技 術 の
確 定 並 び に 普 及 要 綱

平成30年12月

長 崎 県 農 林 部

長崎県農林業技術の確定並びに普及要綱

昭和 46 年 12 月制定
 昭和 48 年 1 月改訂
 昭和 55 年 3 月改訂
 平成 5 年 9 月改訂
 平成 6 年 3 月改訂
 平成 7 年 9 月改訂
 平成 9 年 9 月改訂
 平成 10 年 12 月改訂
 平成 12 年 5 月改訂
 平成 15 年 6 月改訂
 平成 17 年 3 月改訂
 平成 18 年 8 月改訂
 平成 19 年 4 月改訂
 平成 20 年 4 月改訂
 平成 21 年 4 月改訂
 平成 23 年 10 月改訂
 平成 27 年 8 月改訂
 平成 28 年 4 月改訂
 平成 30 年 12 月改訂

1 目 的

本県における農林業技術の的確な普及を図り、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づく農業所得の向上等を推進するため、試験研究並びに現地実証圃等の成果に基づき、地域の特性に適応した農林業技術を確定する手順を定めるものである。

2 技術確定の内容

(1) 対象作物

各種作目のうち、次の農作物、家畜及び林木等について技術を確定する。

分 類	作 物 及 び 家 畜
① い ね	水稲
② 麦 類	小麦、裸麦、大麦
③ まめ、雑穀	大豆、落花生、その他
④ い も 類	かんしょ、ばれいしょ
⑤ 野 菜	キャベツ、だいこん、たまねぎ、はくさい、きゅうり、トマト、レタス、にんじん、いちご、しょうが、すいか、メロン、いんげん、アスパラガス、にら、なす、かぼちゃ、にがうり、スイートコーン、ブロッコリー、えんどう、そらまめ、その他
⑥ 花 き	きく、カーネーション、ばら、ガーベラ、トルコギキョウ、きんぎょそう、ストック、ひまわり、小ぎく、ほおずき、その他
⑦ 果 樹	かんきつ、びわ、ぶどう、なし、キウイフルーツ、いちじく、もも、すもも、その他

⑧ 工芸作物	茶、葉たばこ
⑨ 家畜	乳用牛、肉用牛、豚、鶏
⑩ 飼料作物	飼料作物、その他
⑪ 林業	用材樹種、緑樹、しいたけ、その他

(2) 技術の内容

この要綱に定める農林業技術とは、次に掲げる事項とする。

- ア 農作物、家畜及び林木等の奨励品種
- イ 農作物、家畜及び林木等の生産、飼養管理技術
 - (ア) 栽培（飼育）技術、（生産資材の種類、数量、時期、方法等）
 - (イ) 作業技術（作業の種類、作業人員、所要時間等）
 - (ウ) 土地基盤及び施設、機械等の装備基準

(3) 技術適用上の区分

- ア 基準技術

基準技術とは、農家に普及しようとする改善技術確定上の基準となる生産技術体系で、県下全域を対象に確定したものである。
- イ 改善技術

改善技術とは、振興局農林（水産）部長が基準技術に準拠し、管内の農業条件に応じて農家に普及しようとする生産技術体系で、各振興局農林（水産）部管内を対象に確定したものである。

(4) 適用地域の区分

- ア 農業地域

農業地域は、長崎、西彼、県央、島原、県北、五島、壱岐、対馬の8地域とする。
- イ 農業地区

農業地区とは、農業地域を更に農業立地条件により市町の区域を越えて区分するもので、振興局農林（水産）部が設定する。
- ウ 市町の農業地帯

農業地帯とは、市町内における技術普及活動の効率化を図るため、市町内を更に農業立地条件により区分するもので、振興局農林（水産）部が市町及び農協と協議して設定する。

3 農林業技術連絡会議及び部門別農林業技術協議会の開催と運営

(1) 農林業技術連絡会議

- ア 開催のねらい

県が普及しようとする農林業技術の決定に当たり、その生産性、安全性、的確性等を審議するため、農林業技術連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- イ 連絡会議の構成

連絡会議の構成は、次のとおりとする。

農林部長
農林部次長及び同等の職にあるもの
農林部各課（室）長
農林技術開発センター所長

ウ 開催

連絡会議は農林部長が招集する。

連絡会議の開催時期は、おおむね春夏作関係は2月、秋冬作関係は9月、病害虫・雑草防除基準は11月とし、必要な場合はその都度開催することができる。

エ 運営

連絡会議は、農林部長が議長となり、各部門の基準技術及び関係事項について審議する。

オ 審議議案

連絡会議において、審議すべき基準技術案及び関係事項の資料は、農林部の部門担当課が準備する。

カ 連絡会議の担当主務課

連絡会議の開催及び運営に関する担当主務課は、農産園芸課とする。

(2) 部門別農林業技術協議会

ア 開催のねらい

担当課は、部門別基準技術案の作成に当たって、農産園芸課並びに林政課が関係機関の協力を得て作成した基準技術原案をもとに、技術内容の的確性について検討、協議するため部門別農林業技術協議会（以下「技術協議会」とする。）を開催する。

イ 技術協議会の担当課は次のとおりとする。

農林業技術協議会の部門	担当課
1. 品 種 部 門	農産園芸課
2. 病害虫、植物調節剤部門	農業経営課
3. 土 壤 肥 料 部 門	〃
4. 普 通 作 部 門	農産園芸課
5. 野 菜 部 門	〃
6. 花 き 部 門	〃
7. 果 樹 部 門	〃
8. 工 芸 作 物 部 門	〃
9. 飼 料 作 物 部 門	畜 産 課
10. 家 畜 部 門	〃
11. 林 業 部 門	林 政 課

ウ 技術協議会の構成

技術協議会の構成は次のとおりとするが、協議内容に応じて担当課長が推薦するものをもって構成するものとする。

関係課（室）長	関係農林水産省地方機関の関係者
農林技術開発センター関係部門長及び室長	葉たばこ生産関係代表者
農業団体連合会の関係部長及び課長	学識経験者
関係農業技術者協議会代表者	消費者関係代表者
普及指導員部門別代表者	市場関係代表者
病害虫防除所代表者	
肉用牛改良センター及び家畜保健衛生所の各代表者	

エ 技術協議会の開催

技術協議会は農林部が招集する。開催の期日はおおむね春夏作関係は2月、秋冬作関係は9月、病害虫・雑草防除基準は11月とし、必要な場合は、その都度開催することができる。

オ 技術協議会の運営

農林業技術協議会は部門別担当課長が座長となり、各部門の基準技術原案について検討、協議する。

カ 技術協議会の担当主務課

各部門農林業技術協議会の開催並びに運営に関しては、3-(2)ーイの担当課とし、技術協議会開催に必要な諸資料の準備を行う。

4 技術確定の手順

(1) 農作物、家畜及び林木等の県奨励品種

ア 長崎県主要農産物種子制度基本要綱に基づく農作物（水稻、小麦、大麦、はだか麦、大豆）については、長崎県主要農作物種子制度の運用に基づく調査を行い品種部門農業技術協議会並びに農林業技術連絡会議の審議を経て農林部長が決定する。

イ 長崎県主要農作物種子制度基本要綱によるもの以外の農作物、家畜及び林木等の奨励品種については、それぞれ農作物等の生産技術あるいは家畜等の飼養管理技術の基準技術として、この要綱により農林部長が決定する。

(2) 農作物等の生産及び家畜等の飼養管理技術

ア 基準技術

基準技術は次の手順により農林部長が決定する。

(7) 基準技術原案の作成

農産園芸課並びに林政課は、基準化すべき技術課題を把握し、別紙様式により関係機関の協力を得て基準技術原案を作成し担当課長に提出する。

(4) 基準技術案の作成

農林部担当課長は、農産園芸課並びに林政課が作成した基準技術原案を基に技術協議会を開催して、技術の検討協議を行い、基準技術案を作成する。

(ウ) 基準技術の決定

農林部長は、農林業技術連絡会議を開催し、関係部門との関連と技術の的確性について審議し、これを決定するものとする。

ただし、部分的な事項の変更等については、農林業技術協議会を開催し、農林部長が

これを決定する事ができる。

イ 改善技術

改善技術は次の手順により振興局農林（水産）部長が決定する。

(ア) 改善技術案の作成

振興局農林（水産）部長は、技術実証圃の成果等に基づき技術課題を把握し、基準技術に準じ改善技術案を作成して、農産園芸課長あて提出する。

(イ) 改善技術案の協議

農産園芸課長は、提出された改善技術案について、内容等を検討し、結果を振興局農林（水産）部長あて報告する。

(ウ) 改善技術の決定

振興局農林（水産）部長は、(イ)で検討した結果をもとに、地域農業振興協議会技術者会の審議を経てこれを決定するものとする。

(エ) 改善技術の報告

振興局農林（水産）部長は、決定した改善技術を農林部長に報告する。

5 確定技術の広報と普及

(1) 主要農作物の奨励品種

農林部長は主要農作物の奨励品種を決定後、奨励品種特性表を作成し、速やかに農林部関係機関をはじめ、市町、農業団体等へ通知し普及するものとする。

(2) 農作物等の栽培及び家畜等の飼養管理技術

ア 基準技術

農林部長は基準技術決定後、速やかに農林部関係機関はじめ、市町、農業団体等へ通知するものとする。

イ 改善技術

振興局農林（水産）部長は、基準技術に準拠し、改善技術決定後速やかに管内の農林部関係機関をはじめ、市町、農業団体等に通知するとともに、栽培こよみ等により広く普及するものとする。

6 その他

(1) 緊急事態に対処した技術の普及

災害又は緊急事態の発生に際しては、農林部担当課長が農産園芸課、林政課及び試験研究機関と協議して作成した対策技術案又は「農林部災害対策執務要領」により作成した対策技術を農林部長が決定し普及するものとする。

なお、振興局農林（水産）部長は、部分的災害又は緊急事態に迅速に対応するため必要により独自の技術判断に基づき、その対策を実施することができる。

(2) 基準技術に準ずる技術の決定・普及（農林業技術連絡会議の開催）

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく「長崎県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」で示す技術は、基準技術に準ずる技術として決定、普及するものとする。

(3) 長崎県特別栽培農産物の認証基準の決定

「長崎県特別栽培農産物認証制度実施要綱」に基づく認証基準は、農林業技術連絡会議の審議を経て農林部長が決定する。

(4) 有機農業の推進

「有機農業の推進に関する法律」に基づく推進計画等は、農林業技術連絡会議の審議を経て農林部長が決定する。

(5) 農作物の育種目標の決定及び品種登録の推薦

県が育種開発を行う果樹、野菜、花き等の育種目標については、農林業技術連絡会議の承認を経て決定する。また、県育成品種の登録については、農林業技術連絡会議の審議を経て農林部長が推薦する。

(6) 応用技術の普及

現地の特殊な条件に対応した技術普及に当たっては、基準技術に準拠して普及指導員の技術的判断により適切な応用技術の普及を図ることができる。

ただし、重要な技術については必要に応じて関係機関の協力を得て、振興局農林（水産）部内会議において決定の上普及するものとし、振興局農林（水産）部長は応用技術を把握し各普及指導員に適切な指示を行うものとする。

(7) 振興局農林（水産）部間の技術の調整

振興局農林（水産）部長が決定する改善技術、緊急対策技術並びに応用技術については、関係振興局農林（水産）部と相互に連携し、技術内容の調整を行うものとする。

(8) 葉たばこの基準技術原案作成

葉たばこ部門の基準技術原案は農産園芸課がたばこ関係各機関の協力を得て作成するものとする。特に生産技術については、たばこ関係機関に依頼して作成する。

(9) 林業部門の技術確定と普及

林業部門の技術確定と普及については、この要綱によるものとし、普及については林業普及指導事業の中で実施する。